堺市告示第１２５号

　堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和３年堺市規則第５４号）第５条第２項第１号の市長が公示して定める土砂埋立て等を次のとおり定め、令和３年４月１日から施行する。

　　　令和３年４月１日

堺市長　永藤　英機

１　運動場において利用者が安全に運動を行うことができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等

２　駐車場において道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第１項に規定する道路運送車両が円滑かつ安全に走行し、及び駐車することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等

３　現に農業の用に供されている農地内において農産物の品質を保つことを目的として行う土砂埋立て等